

# 令和 年度 介護保険実地指導自主点検表

## 【介護老人保健施設】

調書作成日 令和 年 月 日( )

事業者番号	
事業所名	
所在地	
記入担当者職・氏名	

### 介護保険実地指導自主点検表の作成について

<p>1 趣旨 利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認する事が必要です。そこで盛岡市では、介護保険サービス提供事業者ごとに、法令、関係通知を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、盛岡市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。</p> <p>2 実施方法 (1)毎年定期的を実施するとともに、事業所の実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、盛岡市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。 (2)複数の職員で検討の上点検してください。 (3)「適・不適・非該当」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。なお、不適・非該当に記載した場合は、備考欄にコメント又は不適に○をした理由を簡潔に記載してください。</p>
---

**盛岡市保健福祉部地域福祉課**

(注)本文中の標記については、次のとおりとします。

- 法 → 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
- 施行令 → 介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)
- 施行規則 → 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
- 平11厚令40号 → 介護老人保健施設の人員, 施設及び設備並びに運営に関する基準
- 基準条例第67号 → 盛岡市介護老人保健施設の人員, 施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 平12老企44号 → 介護老人保健施設の人員, 施設及び設備並びに運営に関する基準について
- 平12厚告21 → 指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 平12老企40 → 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日付け老企第40号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 平13老発155 → 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(平成13年4月6日付け老発第155号。厚生労働省老健局長通知)
- 平12老企54 → 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日付け老企第54号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

第1 基本方針								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 基本方針 【従来型】	(1) 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指すものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第96条第1項 平11厚令40 第1条の2第1項	第2条第1項	・運営規程 ・重要事項説明書 ・パンフレット等	
	(2) 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第1条の2第2項	第2条第2項		
	(3) 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第1条の2第3項	第2条第3項		
1 基本方針 【ユニット型】	(1) 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第40条第1項	第43条第1項		
	(2) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第40条第2項	第43条第2項		

第2 人員に関する基準								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 医師	(1) 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上配置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第2条第1項	省令の定めるところによる。	・勤務表 ・職員名簿 ・履歴書 ・利用者数がわかる書類 ・資格証	
	(2) 基本型介護老人保健施設にあっては、常勤の医師を1人以上配置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44 第2の1の(1)	省令の定めるところによる。		
	(3) 【サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設】  サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設は、それらと一体として運営される本体施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所に配置されている医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合にあって、入所者の処遇が適切に行なわれると認められるときに医師を置かないことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44 第2の1の(1)	省令の定めるところによる。		
	(4) 【分館型介護老人保健施設】  分館型介護老人保健施設は、基本型施設に配置されている医師が配置されているときに限り、非常勤職員をもって充てて差し支えないが、この場合、例えば、入所者30人の分館型施設にあっては、0.3人分の勤務時間を確保しているか。  ※ 分館型介護老人保健施設とは、老人保健施設が複数の医師を配置している病院又は診療所に併設している場合に、一体的な運営を条件として独立開設した別個の老人保健施設をいう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44 第2の1の(1)	省令の定めるところによる。		
	(5) 【介護医療院又は病院若しくは診療所と併設されている施設】  介護医療院又は病院若しくは診療所と併設されている施設にあっては、複数の医師が勤務する形態であっても、必ずしも常勤の医師の配置は必要なく、それらの勤務延時間数が基準に適合すれば差し支えないが、このうち1人は、入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理責任を持つ医師となっているか。 また、兼務の医師については、日々の勤務体制が明確に定められているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第2条第1項第2号 平12老企44 第2の2	省令の定めるところによる。		
2 薬剤師	介護老人保健施設の実情に応じた適当数を配置しているか。  ※薬剤師の員数は、入所者の数を300で除した数以上が標準であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11 厚令40 第2条第1項 第2号 平12老企44 第2の2	第3条第1項(1)		
3 看護職員又は介護職員	(1) 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第2条第1項第3号	看護職員：基準 省令 介護職員：第3 条第1項(2)		
	(2) 看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度となっているか。  ※看護職員の員数については、「看護・介護職員の総数の7分の2程度を標準とする」とされているが、この標準を下回るることによって直ちに人員基準欠如及び減算の対象となるものではないが、介護老人保健施設の基本方針に照らし、適切な看護サービスの提供を確保する観点から、「標準」を満たす看護職員の確保が必要となる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第2条第1項第3号  平15.6.30 厚労省老健局 事務連絡Q15			
	(3) 看護・介護職員は、当該介護老人保健施設の職務に専ら従事する常勤職員をもって充てられているか。 ただし、業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合及び看護・介護職員が当該介護老人保健施設に併設される介護サービス事業所の職務に従事する場合は、次の2つの条件を満たす場合に限り、その一部に非常勤職員を充てても差し支えない。  ア 常勤職員である看護・介護職員が基準省令、基準条例によって算定される員数の7割程度確保されていること。  イ 常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上であること。 また、併設事業所の職務に従事する場合は、当該介護老人保健施設において勤務する時間が勤務計画表によって管理されていなければならない。介護老人保健施設の看護・介護職員の常勤換算方法における勤務延時間に、併設事業所の職務に従事する時間は含まれないものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44 第2の3			
	(4) 夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間)の配置は、次の基準を満たしているか。  ア ユニット型でない場合 2名以上 ※定員40名以下で、常時、緊急時の連絡体制を整備している場合は1名以上  イ ユニット型の場合 2ユニットごとに1名以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12厚告29 第6号			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

第2 人員に関する基準								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
4 支援相談員	(1) 1以上(入所者の数が100を超える場合は、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で100を超える部分を100で除して得た数以上)配置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第2条第1項第4号	第3条第1項(3)	・勤務表 ・職員名簿 ・履歴書 ・利用者数がわかる書類 ・資格証	
	(2) 支援相談員は、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい常勤職員を充てているか。 ア 入所者及び家族の処遇上の相談 イ レクリエーション等の計画、指導 ウ 市町村との連携 エ ボランティアの指導  ※サテライト型小規模介護老人保健施設の場合、一体として運営される本体施設に配置されている支援相談員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者に適切に行なわれると認められるときに、支援相談員を置かないことができる。  ※分館型介護老人保健施設においては、基本型介護老人保健施設に配置されている支援相談員が配置されるときに限り、非常勤職員をもって充てても差し支えないが、この場合、例えば、入所者30人の分館型施設にあっては、0.3人分の勤務時間を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44 第2の4の(1)  平12老企44 第2の4の(2)			
5 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上配置しているか。  ※ サテライト型小規模介護老人保健施設については、サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所に配置されている理学療法士等によるサービス提供が、当該本体施設又は併設介護医療院又は病院若しくは診療所及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行なわれると認められるときは、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を置かないことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第2条第1項第5号	第3条第1項(4)		
6 栄養士	入所定員100以上の施設にあっては、常勤の者を1以上配置しているか。  ※ ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士がいることにより、栄養指導等の業務に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えない。 ※ 入所定員が100人未満の施設においても常勤職員の配置に努めるべきである。 ※ サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所に配置されている栄養士によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者に適切に行なわれると認められるときに、栄養士を置かないことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第2条第1項第6号  平12老企44 第2の6	第3条第1項(5)		
7 介護支援専門員	(1) 1以上配置しているか。(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第2条第1項第7号	第3条第1項(6)	・勤務表 ・職員名簿 ・履歴書 ・利用者数がわかる書類 ・資格証	
	(2) 専らその職務に従事する常勤の者を1名以上配置しているか。 (ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44 第2の7の(1) 平12老企44 第2の7の(2)			
	(3) 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。 ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員についてはこの限りでない。 サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設(介護老人保健施設、介護医療院)又は病院に配置されている介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者に適切に行なわれると認められるときに、介護支援専門員を置かないことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44 第2の7の(2)			
8 調理員、事務員その他の従業者	介護老人保健施設の実情に応じた適当数を配置しているか。  ※ 調理員、事務員等については、併設施設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により適切なサービスを提供できる場合にあっては、配置しない場合があっても差し支えない。) )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第2条第1項第8号 平12老企44 第2の8の(2)	第3条第1項(7)		
9 入所者数の算定	従業者の員数を算定する場合の入所者の数は、前年度の1日当たりの入所者の数の平均値としているか。  ※ただし、新規に許可を受ける場合は、1日当たりの入所者の数の推定数により算定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第2条第2項	第3条第2項		

第3 施設及び設備に関する基準								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 施設	(1) 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条	①療養室、②診察室、③機能訓練室：基準省令による  ④～⑬：条例による 第4条第1項	・平面図 ・設備、備品 台帳等	
	①療養室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	②診察室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③機能訓練室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④談話室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤食堂	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥浴室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑦レクリエーション・ルーム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑧洗面所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑨便所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑩サービス・ステーション	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑪調理室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑫洗濯室又は洗濯場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑬汚物処理室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
※サテライト型小規模介護老人保健施設の場合、本体施設を利用することで当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行なわれると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行なわれると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(2) 機能訓練室、談話室、食堂、レクリエーション・ルーム等を区画せず、一つのオープンスペースとすることは差し支えないが、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に支障をきたさないよう、全体の面積は各々の施設の基準面積を合算したものの以上としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第4条第2項			
2 施設の基準								
(1) 療養室	(1) 一の療養室の定員は、4人以下となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項 第1号イ	※基準省令による	・平面図 ・設備、備品 台帳等	
	(2) 入所者1人当たりの床面積は、8㎡以上となっているか。 療養室に洗面所を設置した場合に必要な床面積及び収納設備の設置に要する床面積は、基準面積に含めて差し支えない。  (経過措置) (～H36.3.31) 法施行の際、現に存する老人保健施設については、「8㎡」とあるのは、「6.4㎡」とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項 第1号ロ 平12老企44 第3の2の(2)の ① 平11厚令40 附則第4条	※基準省令による		
	(3) 地階に設けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項 第1号ハ	※基準省令による		
	(4) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項 第1号ニ	※基準省令による		
	(5) 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項 第1号ホ	※基準省令による		
	(6) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項 第1号ヘ	※基準省令による		
	(7) ナース・コールを設けているか。  ※入所者の状況等に応じ、サービスに支障を来さない場合には、入所者の動向を検知できる見守り機器を設置することで代替することとして差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項 第1号ト	※基準省令による		

第3 施設及び設備に関する基準								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
(2) 診察室	医師が診察を行うのに適切なものとなっているか。  (経過措置) (～H36.3.31) 【一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の場合】 当該介護老人保健施設は、入所者の処遇が適切に行われると認められる場合については、診察室を有しなくてもよいこととした。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44 第3の2の(1)の②	※基準省令による	・平面図 ・設備、備品 台帳等	
(3) 機能訓練室	1㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えているか。 サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、40㎡以上の面積を有し必要な器械・器具を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項第2号	※基準省令による		
(4) 談話室	入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有しているか。 ※ ソファ、テレビその他の教養娯楽設備等が備えられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項第3号	第4条第2項(1)		
(5) 食堂	2㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有しているか。  (経過措置) (～H36.3.31) 法施行の際、現に存する老人保健施設であって、平成4年9月30日以前に老人保健施設として開設されたものについては、「2㎡」とあるのは「1㎡」とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項第4号 附則第5条	第4条第2項(2)		
(6) 浴室	(1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項 第5号イ	第4条第2項(3)		
	(2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項 第5号ロ			
	※ 入浴に全面的な介助を必要とする者に必要な特別浴室については、その出入りに当たってストレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12老企44 第3の2の(1)の②			
(7) レクリエーション・ルーム	レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項第6号	第4条第2項(4)		
(8) 洗面所	療養室のある階ごとに設けられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項 第7号	第4条第2項(5)		
(9) 便所	(1) 療養室のある階ごとに設けられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項 第8号イ	第4条第2項(6)		
	(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項 第8号ロ			
	(3) 常夜灯が設けられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第2項 第8号ハ			
(10) サービス・ステーション	看護・介護職員が入所者のニーズに適切に応じられるよう、療養室のある階ごとに療養室に近接して設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44 第3の2の(1)の②へ			

第3 施設及び設備に関する基準									
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)	
(11) 調理室	食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠(ぼうそ)の設備を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44 第3の2の(1)の ②ト		・平面図 ・設備、備品 台帳等		
(12) 汚物処理室	汚物処理室は、他の施設と区別された一定のスペースを有しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44 第3の2の(1)の ②チ				
(13) その他	(1) 焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設けているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44 第3の2の(1)の ②リ				
	(2) 床面積を定めない施設については、各々の施設の機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保するよう配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44 第3の2の(1)の ②リ				
	(3) 薬剤師が介護老人保健施設で調剤を行う場合には、薬剤師法の規定により調剤所があるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44 第3の2の(1)の ②リ				
(14) 施設の専用	上記(1)から(13)の施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものとなっているか。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。  【併設施設との共用が認められない施設】 療養室及び診察室 【ただし書きが認められる場合】 ※同一敷地内にある場合又は公道をはさんで隣接している場合 ・病院、診療所(医療機関併設型小規模介護老人保健施設を除く) ・指定介護老人福祉施設等の社会福祉施設等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第3条第3項	第4条第3項			
3 構造設備の基準	(1) 建物(入所者の療養生活のために使用しない付属の建物を除く。)は、建築基準法に規定する耐火建築物となっているか。 ただし、療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物は、準耐火建築物とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第4条第1号	第5条(1)			
	(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けているか。 (経過措置) (~H36.3.31) 法施行の際、現に存する老人保健施設については、エレベーター設置の規定は適用しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第4条第2号 附則第6条	第5条(2)			
	(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けているか。 ただし、直通階段を避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第4条第3号	第5条(3)			
	(4) 階段には、手すりを設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第4条第4号	第5条(4)			
	(5) 廊下の構造は次のとおりとなっているか。  ① 廊下の幅は、1.8m以上となっているか。(内法によるものとし、手すりから測定する。) ただし、中廊下の幅は、2.7m以上となっているか。 (経過措置) (~H36.3.31) 法施行の際、現に存する老人保健施設については、適用しない。  ②手すりを(原則として両側に)設けているか。  ③常夜灯を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	附則第7条 平12老企44 第3の4の(4) 平11厚令40 第4条第5号ロ 平11厚令40 第4条第5号ハ	第5条(5)			
	(6) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備(車椅子、ストレッチャー等)を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第4条第6号	第5条(6)			
	(7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第4条第7号	第5条(7)			



第3 施設及び設備に関する基準【ユニット型】																																								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)																																
1 施設	(1) 次に掲げる施設を有しているか。  <table border="1"> <tr><td>①ユニット</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>②診察室</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>③機能訓練室</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>④浴室</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>⑤サービス・ステーション</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>⑥調理室</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>⑦洗濯室又は洗濯場</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>⑧汚物処理室</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table> <p>(サテライト型小規模介護老人保健施設の場合、本体施設を利用することで当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行なわれると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行なわれると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。)</p>	①ユニット	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②診察室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③機能訓練室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④浴室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤サービス・ステーション	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥調理室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑦洗濯室又は洗濯場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑧汚物処理室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第41条第1項	②診察室、③機能訓練室：基準省令  ①、④～⑧：基準条例第44条第1項	・平面図 ・設備、備品 台帳等	
①ユニット	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
②診察室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
③機能訓練室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
④浴室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
⑤サービス・ステーション	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
⑥調理室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
⑦洗濯室又は洗濯場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
⑧汚物処理室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
2 施設の基準																																								
(1) 療養室	(1) 1の療養室の定員は1人となっているか。ただし、入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第41条第2項	基準省令による	・平面図 ・設備、備品 台帳等																																	
	(2) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられているか。1のユニットの入居定員はおおむね10人以下となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																				
	(3) 1の療養室の床面積は、10.65㎡以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																				
	(4) 地階に設けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																				
	(5) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																				
	(6) 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																				
	(7) 入居者の身の回りの品を保管することができる設備を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																				
	(8) ナース・コールを設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																				
(2) 共同生活室	(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第41条第2項	第44条第2項(1)																																		
	(2) 1の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																				

第3 施設及び設備に関する基準【ユニット型】								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
(3) 洗面所	療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設け、身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第41条第2項	第44条第2項(1)	・平面図 ・設備、備品 台帳等	
(4) 便所	(1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第41条第2項	第44条第2項(1)		
	(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 常夜灯を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(5) 機能訓練室	1㎡に入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第41条第2項	基準省令による	・平面図 ・設備、備品 台帳等	
	ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は40㎡以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(6) 浴室	(1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第41条第2項	第44条第2項(2)		
	(2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(7) その他の構造設備の基準	(1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第41条第4項	第44条第4項		
	(2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 階段には手すりを設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 廊下の幅は、1.8m以上となっているか。ただし、中廊下の幅は2.7m以上となっているか。 廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5m(中廊下は1.8m)以上で差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 廊下には手すり及び常夜灯を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

第4 運営に関する基準								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第5条	第6条	・運営規程 ・重要事項説明書 ・契約書等	
	※入所申込者がサービスの選択するために必要な重要事項							
	ア 運営規程の概要 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入所定員 ④ 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ その他施設の運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	イ 従業者の勤務の体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	ウ 事故発生時の対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	エ 苦情処理の体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。  (入所申込者又は家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することができる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の1			
2 提供拒否の禁止	正当な理由なく、介護保健施設サービスの提供を拒んでいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第5条の2 平11老企44第4の2	第7条	・入所申込書等	
	特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第5条の2			
3 サービス提供困難時の対応	入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第5条の3	第8条	・利用者に関する記録等	
4 受給資格等の確認	(1) 介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第6条第1項	第9条第1項	・被保険者証等	
	(2) 被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、それに配慮したサービスを提供するように努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第6条第2項	第9条第2項		
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第7条第1項	第10条第1項	・入所者に関する記録	
	(2) 要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第7条第2項	第10条第2項		
6 入退所	(1) 介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第8条第1項	第11条第1項	・入所者に関する記録	
	(2) 入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第8条第2項 平12老企44第4の6の(2)	第11条第2項	・入所申込書等	
	(3) 入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第8条第3項	第11条第3項	・入所者に関する記録	
	(4) 入所申込者の入所に際しては、入所者の家族等に対し、その者に居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、居宅での療養へ移行する必要性があること、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の6の(3)		・入所者に関する記録	

第4 運営に関する基準								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
6 入退所	(5) 入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に(入所後早期及び少なくとも3月ごとに)検討し、これを記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第8条第4項 平11厚令40第8条第5項 平12老企44第4の6の(4)	第11条第4項	・検討、協議した記録	
	(6) 検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第8条第5項	第11条第5項		
	(7) 入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治医に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第8条第6項	第11条第6項	・情報提供等の記録	
7 サービス提供の記録	(1) 入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第9条第1項	第12条第1項	・入所に関する記録	
	(2) 介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第9条第2項	第12条第2項	・入所に関する記録	
8 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した場合は、入所者から利用料として、1割又は2割相当額の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第11条第1項	第13条第1項	・施設サービス計画書 ・領収証控	
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した場合は、10割相当額の支払を受けるとともに、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第11条第2項	第13条第2項		
	(3) 上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第11条第3項	第13条第3項	・運営規程 ・重要事項説明書 ・領収証控	
	ア 食事の提供に要する費用 (特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、食費の基準費用額を限度とする。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年3月30日 厚生省告示第123号)  「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(平成17年9月7日 厚生労働省告示第419号)  「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日 老企第54号)			
	イ 居住に要する費用 (特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、居住費の基準費用額を限度とする。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	ウ 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行なったことに伴い必要となる費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	エ 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	オ 理美容代	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	カ その他の日常生活費 ※ カの費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	キ その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(4) 上記アからカに掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。(上記アからエに係る同意については、文書によって得なければならない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第11条第4項	第13条第4項	・重要事項説明書 ・契約書		
(5) 入所者から利用料の支払を受けた際、領収証を交付しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第48条第8項		・領収証控		
(6) 上記(5)の領収証には、基準により算定した費用の額及び現に要した費用の額、その他の費用の額の区分を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施行規則第82条				
9 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第12条	第14条	・サービス提供証明書控(介護給付費明細書代用可)	

第4 運営に関する基準								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
10 介護保健施設サービスの取扱方針	(1) 施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第13条第1項	第15条第1項	・入所者に関する記録	
	(2) 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第13条第2項	第15条第2項	・入所者に関する記録	
	(3) 介護保険施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第14条第3項	第15条第3項	・施設サービス計画書	
	(4) 介護保健施設サービスの提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていないか。  (身体拘束禁止の対象となる具体的行為)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第13条第4項  平13老発155 (身体拘束ゼロへの手引き)	第15条第4項	・研修の記録等	
	① 徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 車いすやベッドから落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げないようを使用する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(5) 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するための事実認識を持っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平13老発155 (身体拘束ゼロへの手引き)		・研修の記録等		
(6) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第13条第5項 第13条第6項 平12老企44第4の11の(1)	第15条第5項 第16条第10項	・身体拘束に関する記録 ・診療録 ・委員会議事録 ・指針 ・研修の記録		
① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しているか。 また、記録の記載は、介護老人保健施設の医師が診療録に記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 身体的拘束適正化検討委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 身体的拘束等適正化のための指針を整備しているか。  <input type="checkbox"/> 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 <input type="checkbox"/> 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 <input type="checkbox"/> 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策 <input type="checkbox"/> 拘束等発生時の対応に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 <input type="checkbox"/> その他拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施するとともに、新規採用時には必ず身体拘束適正化の研修を実施しているか。 また、研修の内容について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(7) 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第13条第7項	第15条第6項	・評価を実施した記録等		

第4 運営に関する基準

	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
11 施設サービス計画の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第14条第1項	第16条第1項	・施設サービス計画書	
	(2) 施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の12			
	(3) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(計画担当介護支援専門員)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第14条第2項	第16条第2項		
	(4) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第14条第3項	第16条第3項		
	(5) 計画担当介護支援専門員は、(4)に規定する解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第14条第4項	第16条第4項		
	(6) 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第14条第5項	第16条第5項		
	(7) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下(12)までにおいて「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者から、専門的見地からの意見を求めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第14条第6項	第16条第6項		
	(8) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入所者又その家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。 なお、施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成しているか。  ※ 施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成しているか。  ※ 当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表と第2表(「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号)に示す標準様式を指す。)に相当するものを指すものである。  ※ また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得ることが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第14条第7項	第16条第7項	・施設サービス計画書	
	(9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第14条第8項	第16条第8項	・施設サービス計画書	
	(10) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第14条第9項	第16条第9項	・モニタリングの記録	
	(11) 計画担当介護支援専門員は、(10)に規定する実施状況の把握(モニタリング)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第14条第10項	第16条第10項		
① 定期的に入所者に面接すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 定期的モニタリングの結果を記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

第4 運営に関する基準								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
11 施設サービス計画の作成	(12) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。  ① 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ② 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第14条第11項	第16条第11項	・サービス担当者会議の記録	
	(13) 施設サービス計画の変更の際は、施設サービス計画の作成に当たっての一連の業務を行っているか。 なお、入所者の希望による軽微な変更を行う場合は、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、計画担当介護支援専門員が、入所者の解決すべき課題の変化に留意しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第14条第12項 平12老企44第4の11の(11)	第16条第12項		
12 診療の方針	(1) 診療は、一般に医師として必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第15条第1号	第17条(1)	・診療録 ・入所者に関する記録等	
	(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第15条第2号	第17条(2)		
	(3) 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている状況等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第15条第3号	第17条(3)		
	(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第15条第4号	第17条(4)		
	(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第15条第5号	第17条(5)		
	(6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第15条第6号	第17条(6)		
13 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等	(1) 介護老人保健施設の医師は、入居者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院等への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第16条第1項	第18条第1項	・診療録 ・入所者に関する記録等	
	(2) 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第16条第2項	第18条第2項		
	(3) 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第16条第3項	第18条第3項	・情報提供記録	
	(4) 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は通院した病院若しくは診療所の医師等から必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第16条第4項	第18条第4項		
14 機能訓練	(1) 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第17条	第19条	・訓練に関する計画、記録	
	(2) 訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練が行えるようにしているか。また、入所者1人について、少なくとも週2回程度行っているか。  ※ 機能訓練の実施は以下の手順の通り行っているか。 □ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、入所者ごとのリハビリテーション実施計画書を作成している。(施設サービス計画の中に記載可) □ 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している。 □ リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の14			

第4 運営に関する基準								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
15 看護及び医学的管理の下における介護	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第18条第1項	第20条第1項	・入所者に関する記録	
	(2) 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきを行っているか。 なお、その実施に当たっては、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第18条第2項	第20条第2項		
	(3) 入所者の病状等の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第18条第3項	第20条第3項		
	(4) おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第18条第4項	第20条第4項		
	(5) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行い、発生を予防するための体制を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第18条第5項	第20条第5項		・褥瘡予防のための計画、指針
	(6) 上記(1)～(5)のほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第18条第6項	第20条第6項		・入所者に関する記録
	(7) 入所者の負担により、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第18条第7項	第20条第7項		
16 食事の提供	(1) 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第19条第1項	第21条第1項	・献立表 ・嗜好調査 ・残食表 ・栄養指導の記録 ・検食簿	
	(2) 入所者の栄養状態、身体の状況並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11老企44第4の16の(1)			
	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11老企44第4の16の(2)			
	(4) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くとも午後5時以降となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11老企44第4の16の(3)		・入所者に関する記録	
	(5) 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第19条第2項			
	(6) 食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、療養室関係部門と食事関係部門との連絡が十分に図られているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11老企44第4の16の(5)			
	(7) 入所者に対して適切な栄養食事相談を行なっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11老企44第4の16の(6)			
	(8) 食事内容について、施設の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11老企44第4の16の(7)			
17 相談及び援助	常に入所者の心身の状況等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第20条	第22条	・入所者に関する記録	
18 その他のサービスの提供	(1) 適宜、入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第21条第1項	第23条第1項	・レクリエーションに関する記録	
	(2) 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第21条第2項	第23条第2項	・面会記録	
19 入所者に関する市町村への通知	入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第22条	第24条	・市町村へ送付した通知に係る記録	
	ア 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。							
	イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。							



第4 運営に関する基準								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
20 管理者による管理	管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者であるか。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある事業所、施設等の職務に従事することができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第23条	第25条	・組織図 ・運営規程	
21 管理者の責務	(1) 管理者は、当該施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第24条第1項	第26条第1項	・業務日誌 ・組織規程等	
	(2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第24条第2項	第26条第2項		
22 計画担当介護支援専門員の責務	計画担当介護支援専門員は、「12 施設サービス計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第24条の2	第27条	・入所者に関する記録	
	① 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第24条の2第1号	第27条(1)		
	② 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第24条の2第2号	第27条(2)		
	③ 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第24条の2第3号	第27条(3)		
	④ 条例第37条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第24条の2第4号	第27条(4)		
	⑤ 条例第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置を記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第24条の2第5号	第27条(5)		
23 運営規程	次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第25条	第28条	・運営規程	
	① 施設の目的及び運営の方針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	② 従業者の職種、員数及び職務の内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	③ 入所定員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	④ 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	⑤ 施設の利用に当たっての留意事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	⑥ 非常災害対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	⑦ その他施設の運営に関する重要事項 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
24 勤務体制の確保等	(1) 入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第26条第1項	第29条第1項	・就業規則 ・運営規程 ・重要事項説明書 ・雇用契約書 ・勤務表	
	(2) 勤務表については次のとおりとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平12老企44第4の23の(1)			
	ア 原則として月ごとに作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	イ 次の項目を明らかにしているか。 ① 従業者の日々の勤務時間 ② 常勤・非常勤の別 ③ 看護・介護職員等の配置等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(3) 夜間の安全確保及び入所者のニーズに対応するため、看護・介護職員による夜勤体制を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平12老企44第4の23の(2)			
	また、休日、夜間等においても医師との連絡が確保される体制をとっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(4) 当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しているか。 ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第26条第2項	第29条第2項			
(5) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第26条第3項	第29条第3項	・研修受講の記録等		

第4 運営に関する基準								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿 等)	備考(コメント又 は不適の理由)
25 定員の遵守	介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第27条	第30条	・運営規程	
26 非常災害対策	介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第28条 平12老企44第4の24	第31条	・訓練記録 ・消防計画	
	※ 消防法その他の法令等に規定された、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
26 非常災害対策	※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第28条 平12老企44第4の24	第31条	・訓練記録 ・消防計画	
	※ 関係機関への通報及び連絡体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画も含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者に行わせ、防火管理者を置かなくてもよいとされている事業所においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
27 衛生管理等	(1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第29条第1項	第32条第1項	・衛生管理マニュアル ・医薬品等の管理記録	
	(2) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第29条第2項	第32条第2項	・対策に関する記録	
	① 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員等に周知徹底を図ること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）			
	② 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	③ 介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	④ ①～③のほか基準省令第29条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	※ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平12老企44第4の25		・指導等の記録	
※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
28 協力病院	(1) 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第30条第1項	第33条第1項	・契約書	
	(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第30条第2項	第33条第2項		
	(3) 協力病院は介護老人保健施設からおおむね20分以内の近距離にあるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平12老企44第4の26の(1)			
	(4) 協力病院に対しては、入所者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平12老企44第4の6の(3)			
29 掲示	介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料等の重要事項を掲示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第31条	第34条	・重要事項の掲示	

第4 運営に関する基準								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
30 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第32条第1項	第35条第1項	・雇用時の取り決め等の記録	
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第32条第2項	第35条第2項		
	(3) 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第32条第3項	第35条第3項	・入所者の同意書	
31 広告制限	文書その他いかなる方法を問わず、次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならないか。 ア 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 イ 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護師の氏名 ウ 平成11年3月31日厚生省告示第97号に定める事項 エ その他都道府県知事(市長)の許可を受けた事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第98条		・広告 ・ポスター ・パンフレット	
32 居宅介護支援事業者に対する利禁止	(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第33条第1項	第36条第1項		
	(2) 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第33条第2項	第36条第2項		
33 苦情処理	(1) 入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示する等しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第34条第1項 平12老企44第4の29の(1)	第37条第1項	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録	
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第34条第2項	第37条第2項		
	(3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平12老企44第4の29の(2)			
	(4) 入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第34条第3項	第37条第3項	・指導等に関する記録	
	(5) 市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第34条第4項	第37条第4項	・報告に関する記録	
	(6) 入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第34条第5項	第37条第5項	・指導等に関する記録	
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第34条第6項	第37条第6項	・報告に関する記録	
34 地域との連携時の対応	(1) 施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第35条第1項	第38条第1項	・地域交流に関する記録	
	(2) 施設の運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第35条第2項	第38条第2項		
35 事故発生の防止及び発生時の対応	(1) 事故の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第36条第1項	第39条第1項	・事故対応マニュアル ・事故記録等	
	① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

第4 運営に関する基準								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
35 事故発生の防止及び発生時の対応	(2) 介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置が講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第36条第2項	第39条第2項		
	(3) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第36条第3項	第39条第3項	・事故記録等	
	(4) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第36条第4項	第39条第4項		
	(5) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の31			
36 会計の区分	介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第37条	第40条	・会計関係書類	
	※ 具体的な会計処理の方法については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)等に沿って適切に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の32			
37 記録の整備	(1) 従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第38条第1項	第41条第1項	・職員名簿 ・履歴書 ・設備、備品台帳 ・会計関係書類	
	(2) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第38条第2項	第41条第2項		
	① 施設サービス計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の33			
	② 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 市町村への通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 苦情の内容等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
※ 介護保健施設サービスの提供に関する記録には診療録が含まれるが、診療録については、医師法第24条第2項の規定により、5年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
38 介護職員等による喀痰吸引等について以下、該事業所のみ点検実施のこと。	たんの吸引等について登録特定行為事業者の対象か。 ※認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等(介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象)が、たんの吸引等を実施可能となったもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、第48条の3		・申請書類等	
	① 認定特定行為業務従事者について 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 登録特定行為事業者について	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	ア 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	イ 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録しているか。  【登録している行為】該当するものに○をつける  (たん吸引) 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内  (経管栄養) 胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ たん吸引等の業務の実施状況について	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・医師の指示書 ・実施計画書 ・結果報告書 ・会議録 ・業務方法書	
	ア 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	イ 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	ウ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	エ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
オ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的開催していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
カ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第5条準用	第53条、第6条準用	・運営規程 ・重要事項説明書 ・入所申込書 ・契約書	
	※入所申込者がサービスの選択するために必要な重要事項							
	ア 運営規程の概要 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入所定員 ④ 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ その他施設の運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	イ 従業者の勤務の体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	ウ 事故発生時の対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	エ 苦情処理の体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。  (入所申込者又は家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することができる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の1			
2 提供拒否の禁止	正当な理由なく、介護保健施設サービスの提供を拒んでいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第5条の2準用	第53条、第7条準用	・入所申込書等	
	特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
3 サービス提供困難時の対応	入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第5条の3準用	第53条、第8条準用		
4 受給資格等の確認	(1) 介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第6条第1項準用	第53条、第9条第1項準用	・被保険者証(写)	
	(2) 被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、それに配慮したサービスを提供するように努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第6条第2項準用	第53条、第9条第2項準用		
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第7条第1項準用	第53条、第10条第1項準用	・入居者に関する記録	
	(2) 要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第7条第2項準用	第53条、第10条第2項準用		
6 入退所	(1) 介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第8条第1項準用	第53条、第11条第1項準用	・入居者に関する記録	
	(2) 入所申込者の数が入所定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第8条第2項準用 平12老企44第4の6の(2)	第53条、第11条第2項準用	・入所申込書等	
	(3) 入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第8条第3項準用	第53条、第11条第3項準用	・入居者に関する記録	
	(4) 入所申込者の入所に際しては、入居者の家族等に対し、その者に居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、居宅での療養へ移行する必要性があること、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の6の(3)		・入居者に関する記録	

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
6 入退所	(5) 入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に(入所後早期及び少なくとも3月ごとに)検討し、これを記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第8条第4項・第5項準用 平12老企44第4の6の(4)	第53条、第11条第4項・第5項準用	・検討した記録 ・協議した記録	
	(6) 検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第8条第5項	第53条、第11条第5項準用		
	(7) 入居者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治医に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第8条第6項準用	第53条、第11条第6項準用	・指導・情報提供等の記録	
7 サービス提供の記録	(1) 入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第9条第1項準用	第53条、第12条第1項準用	・被保険者証(写)	
	(2) 介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第9条第2項準用	第53条、第12条第2項準用	・介護記録等	
8 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した場合、その入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第42条第1項	第45条第1項	・領収証控	
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した場合、その入居者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第42条第2項	第45条第2項	・運営規程(利用料その他の費用の確認) ・領収証控	
	(3) 上記(1)、(2)のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第42条第3項	第45条第3項	・領収証控 ・運営規程 ・重要事項説明書 ・同意に関する文書	
	① 食事の提供に要する費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第42条第3項第1号	第45条第3項(1)		
	また、特定入所者生活介護サービス費が入所者に支給された場合には、食費の基準費用額(特定入所者介護サービス費が入所者に代わり事業者へ支払われた場合は、食費の負担限度額)を限度としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 滞在に要する費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第42条第3項第2号	第45条第3項(2)		
	また、特定入所者生活介護サービス費が入所者に支給された場合には、居住費の基準費用額(特定入所者介護サービス費が入所者に代わり事業者へ支払われた場合は、居住費の負担限度額)を限度としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第42条第3項第3号	第45条第3項(3)		
④ 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第42条第3項第4号	第45条第3項(4)			
⑤ 理美容代	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第42条第3項第5号	第45条第3項(5)			
⑥ ①～⑤のほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当を認められるもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第42条第3項第6号	第45条第3項(6)			
9 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第12条準用	第53条、第14条準用	・サービス提供証明書控(介護給付費明細書代用可)	
10 介護保健施設サービスの取扱方針	(1) 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われているか。 ※入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当でない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第43条第1項  平12老企第44号第5の5の(1)	第46条第1項	・入居者に関する文書 ・介護記録等	
	(2) 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第43条第2項	第46条第2項		
	(3) 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第43条第3項	第46条第3項		

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
10 介護保健施設サービスの取扱方針	(4) 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第43条第4項	第46条第4項		
	(5) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第43条第5項	第46条第5項		
	(6) 介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第43条第6項	第46条第6項	・身体拘束に関する記録	
	(身体拘束禁止の対象となる具体的行為)				平13老発155 (身体拘束ゼロへの手引き)			
	① 徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 車いすやベッドから落ちたり、立ち上がったりにないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(7) 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するための事実認識を持っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平13老発155 (身体拘束ゼロへの手引き)				
(8) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第43条第7項 第43条第8項	第16条第10項 第46条第7項	・委員会議事録 ・指針 ・研修の記録		
① (6)の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 身体的拘束適正化検討委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 身体的拘束等適正化のための指針を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/> 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 <input type="checkbox"/> 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 <input type="checkbox"/> 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策 <input type="checkbox"/> 拘束等発生時の対応に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 <input type="checkbox"/> その他拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施しているか。 また、研修の実施内容について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(9) 自ら提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40 第43条第9項	第46条第8項	・評価を実施した記録		

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
11 施設サービス計画の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第14条第1項準用	第53条、第16条第1項準用	・施設サービス計画書	
	(2) 施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入居者に強制することとならないように留意しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の12			
	(3) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(計画担当介護支援専門員)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第14条第2項準用	第53条、第16条第2項準用		
	(4) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第14条第3項準用	第53条、第16条第3項準用		
	(5) 計画担当介護支援専門員は、(4)に規定する解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、入居者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第14条第4項準用	第53条、第16条第4項準用		
	(6) 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望、入居者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第14条第5項準用	第53条、第16条第5項準用		
	(7) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入居者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下(12)までにおいて「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者から、専門的見地からの意見を求めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第14条第6項準用	第53条、第16条第6項準用		
	(8) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入居者又その家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得ているか。  ※ 施設サービス計画は、入居者の希望を尊重して作成しているか。  ※ 当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表と第2表(「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号)に示す標準様式を指す。)に相当するものを指すものである。  ※ また、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入居者の家族に対しても説明を行い同意を得ることが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第14条第7項準用	第53条、第16条第7項準用		
	(9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第14条第8項準用	第53条、第16条第8項準用		
	(10) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入居者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第14条第9項準用	第53条、第16条第9項準用		
	(11) 計画担当介護支援専門員は、(10)に規定する実施状況の把握(モニタリング)に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行っているか。  ① 定期的に入居者に面接すること。  ② 定期的モニタリングの結果を記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第14条第10項準用	第53条、第16条第10項準用		



第4 運営に関する基準【ユニット型】								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
11 施設サービス計画の作成	(12) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ① 入居者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ② 入居者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第14条第11項準用	第53条、第16条第11項準用	・サービス担当者会議の記録	
	(13) 施設サービス計画の変更の際は、施設サービス計画の作成に当たっての一連の業務を行っているか。 なお、入居者の希望による軽微な変更を行う場合は、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、計画担当介護支援専門員が、入居者の解決すべき変化に留意しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第14条第12項準用			
12 診療の方針	(1) 診療は、一般に医師として必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第15条第1号準用	第53条、第17条(1)準用	・診療録 ・入居者に関する記録等	
	(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入居者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第15条第2号準用	第53条、第17条(2)準用		
	(3) 常に入居者の病状、心身の状況及びその置かれている状況等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第15条第3号準用	第53条、第17条(3)準用		
	(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入居者の病状に照らして妥当適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第15条第4号準用	第53条、第17条(4)準用		
	(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第15条第5号準用	第53条、第17条(5)準用		
	(6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入居者に施用し、又は処方していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第15条第6号準用	第53条、第17条(6)準用		
13 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等	(1) 介護老人保健施設の医師は、入居者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院等への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第16条第1項準用	第53条、第18条第1項準用	・診療録 ・入居者に関する記録等	
	(2) 介護老人保健施設の医師は、不必要に入居者のために往診を求め、又は入居者を病院若しくは診療所に通院させていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第16条第2項準用	第53条、第18条第2項準用		
	(3) 介護老人保健施設の医師は、入居者のために往診を求め、又は入居者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入居者の診療状況に関する情報の提供を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第16条第3項準用	第53条、第18条第3項準用	・情報提供書	
	(4) 介護老人保健施設の医師は、入居者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は通院した病院若しくは診療所の医師等から必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第16条第4項準用	第53条、第18条第4項準用	・情報提供書	
14 機能訓練	(1) 入居者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第17条準用	第53条、第19条準用	・訓練に関する計画、記録	
	(2) 訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練が行えるようにしているか。また、入居者1人について、少なくとも週2回程度行っているか。  ※ 機能訓練の実施は以下の手順の通り行っているか。 <input type="checkbox"/> 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、入所者ごとのリハビリテーション実施計画書を作成している。(施設サービス計画の中に記載可) <input type="checkbox"/> 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している。 <input type="checkbox"/> リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の14			

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
15 看護及び医学的管理の下における介護	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第44条第1項	第47条第1項	・入居者に関する記録	
	(2) 入居者の日常生活における家事（食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど）を、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第44条第2項	第47条第2項		
	(3) 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しているか。 ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第44条第3項	第47条第3項		
	(4) 入居者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第44条第4項	第47条第4項		
	(5) おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第44条第5項	第47条第5項		
15 看護及び医学的管理の下における介護	(6) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第44条第6項	第47条第6項	・入居者に関する記録	
	(7) (1)～(6)のほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第44条第7項	第47条第7項		
	(8) 入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第44条第8項	第47条第8項		
16 食事の提供	(1) 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第45条第1項	第48条第1項	・献立表 ・嗜好調査、残食の記録 ・検食の記録 ・入居者に関する記録	
	(2) 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第45条第2項	第48条第2項		
	(3) 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第45条第3項	第48条第3項		
	(4) 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意志を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。 その際、共同生活室で食事をとるよう強制することはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第45条第4項	第48条第4項		
	(5) 入居者の栄養状態、身体の状況並びに棒状及び施行を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企44第4の16の(1)			
	(6) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施乗降を明らかにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企44第4の16の(2)			
	(7) 食事の時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くとも午後5時以降となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企44第4の16の(3)			
	(8) 食事提供については、入居者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入居者の食事の的確に反映させるために、療養室関係部門と食事関係部門との連絡が十分に図られているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企44第4の17の(5)			
	(9) 入居者に対して適切な栄養食事相談を行なっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企44第4の17の(6)			
17 相談及び援助	常に入居者の心身の状況等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第20条準用	第53条、第22条準用	・入居者に関する記録	
18 その他のサービスの提供	(1) 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的にこれらの活動を支援しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第46条第1項	第49条第1項	・事業計画書 ・活動の記録	
	(2) 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第46条第2項	第49条第2項		

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
19 入居者に関する市町村への通知	入居者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第22条準用	第53条、第24条準用	・市町村へ送付した通知に係る記録	
	ア 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
20 管理者による管理	管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者であるか。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある事業所、施設等の職務に従事することができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第23条準用	第53条、第25条準用	・組織図 ・運営規程	
21 管理者の責務	(1) 管理者は、当該施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第24条第1項準用	第53条、第26条第1項準用	・業務日誌 ・組織規程等	
	(2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第24条第2項準用	第53条、第26条第2項準用		
22 計画担当介護支援専門員の責務	計画担当介護支援専門員は、「12 施設サービス計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第24条の2準用	第53条、第27条	・入居者に関する記録	
	① 入所申込者の入所の際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第24条の2第1号準用	第53条、第27条(1)		
	② 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第24条の2第2号準用	第53条、第27条(2)		
22 計画担当介護支援専門員の責務	③ 入居者の退所の際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第24条の2第3号準用	第53条、第27条(3)	・入居者に関する記録	
	④ 条例第37条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第24条の2第4号準用	第53条、第27条(4)		
	⑤ 条例第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置を記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第24条の2第5号準用	第53条、第27条(5)		
23 運営規程	次に掲げる事項を内容とする運営規程を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第47条	第50条	・運営規程	
	① 事業の目的及び運営の方針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 従業者の職種、員数及び職務の内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 利用定員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ ユニットの数及びユニットごとの利用定員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 施設の利用に当たっての留意事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑦ 非常災害対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑧ その他運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	なお、⑧の「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
24 勤務体制の確保	(1) 入居者に対し適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第48条第1項	第51条第1項	・就業規則 ・運営規程 ・重要事項説明書	
	(2) 勤務表については次のとおりとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の23の(1)			
	ア 原則として月ごとに作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	イ 次の項目を明らかにしているか。 ① 従業者の日々の勤務時間 ② 常勤・非常勤の別 ③ 看護・介護職員等の配置等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 夜間の安全確保及び入所者のニーズに対応するため、看護・介護職員による夜勤体制を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の23の(2)			
また、休日、夜間等においても医師との連絡が確保される体制をとっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
24 勤務体制の確保	(4) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第48条第2項	第51条第2項		
	① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第48条第3項	第51条第3項		
	(5) 当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(6) 従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第48条第4項	第51条第4項	・研修の記録		
25 定員の遵守	ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第49条	第52条		
26 非常災害対策	介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第28条準用 平12老企44第4の24	第53条、第31条準用	・消防計画 ・防火管理者選任にかかる書類 ・避難訓練記録	
	※ 消防法その他の法令等に規定された、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	※ 関係機関への通報及び連絡体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画も含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第28条準用 平12老企44第4の24	第53条、第31条準用		
	※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者に行わせ、防火管理者を置かなくてもよいとされている事業所においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
27 衛生管理等	(1) 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条、第29条第1項	第53条、第32条第1項	・衛生マニュアル ・医薬品等の管理記録	
	(2) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	① 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員等に周知徹底を図ること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第29条第2項 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」 (平成18年3月31日 厚生労働省告示第268号)	第53条、第32条第2項	・感染症防止対策マニュアル等	
	② 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ ①～③のほか基準省令第29条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の25		・指導等の記録	
	※ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

第4 運営に関する基準【ユニット型】									
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)	
28 協力病院	(1) 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第30条第1項準用	第53条、第33条第1項準用	・契約書		
	(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第30条第2項準用	第53条、第33条第2項準用			
	(3) 協力病院は介護老人保健施設からおおむね20分以内の近距離にあるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平12老企44第4の26の(1)				
	(4) 協力病院に対しては、入居者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平12老企44第4の6の(3)				
29 掲示	介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料等の重要事項を掲示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第31条準用	第53条、第34条準用	・掲示物		
30 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第32条第1項準用	第53条、第35条第1項	・雇用時の取り決め等の記録		
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第32条第2項準用	第53条、第35条第2項			
	(3) 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第32条第3項準用	第53条、第35条第3項	・入居者の同意書		
31 広告制限	文書その他いかなる方法を問わず、次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならないか。  ア 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 イ 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護師の氏名 ウ 平成11年3月31日厚生省告示第97号に定める事項 エ その他都道府県知事(市長)の許可を受けた事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第98条		・広告 ・ポスター ・パンフレット等		
32 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第33条第1項準用	第53条、第36条第1項準用			
	(2) 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第33条第2項準用	第53条、第36条第2項準用			
33 苦情処理	(1) 入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入居者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示する等しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第34条第1項準用 平12老企44第4の29の(1)	第53条、第37条第1項準用	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・重要事項説明書等		
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第34条第2項準用	第53条、第37条第2項準用			
	(3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平12老企44第4の29の(2)				
	(4) 入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第34条第3項準用	第53条、第37条第3項準用			・指導等に関する記録
	(5) 市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第34条第4項準用	第53条、第37条第4項準用			・報告に関する記録
	(6) 入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第34条第5項準用	第53条、第37条第5項準用			・指導等に関する記録
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第34条第6項準用	第53条、第37条第6項準用			・報告に関する記録
34 地域との連携時の対応	(1) 施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第35条第1項準用	第53条、第38条第1項準用	・地域交流に関する記録		
	(2) 施設の運営に当たっては、提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条、第35条第2項準用	第53条、第38条第2項準用			

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
35 事故発生防止及び発生時の対応	(1) 事故の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条, 第36条第1項準用	第53条, 第39条第1項準用	・事故対応マニュアル ・事故記録等	
	① 事故が発生した場合の対応, 報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に, 当該事実が報告され, その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	③ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(2) 介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は, 速やかに市町村, 家族等に連絡を行うとともに, 必要な措置が講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条, 第36条第2項準用	第53条, 第39条第2項準用		
	(3) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条, 第36条第3項準用	第53条, 第39条第3項準用		
36 会計の区分	(4) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は, 損害賠償を速やかに行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条, 第36条第4項準用	第53条, 第39条第4項準用		
	(5) 事故が生じた際にはその原因を解明し, 再発防止策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の31			
36 会計の区分	(1) 介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令40第50条, 第37条準用	第53条, 第40条準用	・会計関係書類	
	※ 具体的な会計処理の方法については, 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)等に沿って適切に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12老企44第4の32			
37 記録の整備	(1) 従業者, 施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条, 第38条第1項準用	第53条, 第41条第1項準用	・職員名簿 ・履歴書 ・設備, 備品台帳	
	(2) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し, その完結の日から2年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条, 第38条第2項	第53条, 第41条第2項準用		
	① 施設サービス計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	② 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
37 記録の整備	③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令40第50条, 第38条第2項	第53条, 第41条第2項準用	・職員名簿 ・履歴書 ・設備, 備品台	
	④ 身体的拘束等の態様及び時間, その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	⑤ 市町村への通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	⑥ 苦情の内容等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	※ 介護保健施設サービスの提供に関する記録には診療録が含まれるが, 診療録については, 医師法第24条第2項の規定により, 5年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
38 介護職員等による喀痰吸引等について	たんの吸引等について登録特定行為事業者の対象か。 ※認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等(介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象)が, たんの吸引等を実施可能となったもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2, 第48条の3		・申請書類等	
	① 認定特定行為業務従事者について 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は, 「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 登録特定行為事業者について	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	ア 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合, 事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	イ 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は, 認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
【登録している行為】該当するものに○をつける (たん吸引) 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内 (経管栄養) 胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養								

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
	確認事項	適	不適	非 該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿 等)	備考(コメント又 は不適の理由)
38 介護職員等による喀痰吸引等について	③ たん吸引等の業務の実施状況について						<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の指示書</li> <li>・実施計画書</li> <li>・結果報告書</li> <li>・会議録</li> <li>・業務方法書</li> </ul>	
	ア 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	イ 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	ウ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	エ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	オ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的開催しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	カ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

第5 開設許可等の変更							
	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
開設許可等の変更	(1) 施設の入所定員その他施行規則第136条第2項に定める事項を変更しようとしたときは、都道府県知事の許可を受けているか。  ア 敷地の面積及び平面図 イ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに施設及び構造設備の概要 ウ 施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画 エ 運営規程（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。） オ 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約内容（協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。）  ※ ただし、運営規程に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第94条第2項  施行規則第136条第2項	・変更許可書類控	
	(2) (1)の許可に係る事項を除き、当該介護老人保健施設の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該介護老人保健施設を再開したときは、10日以内に都道府県知事に届け出ているか。  ア 施設の名称及び開設の場所 イ 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 開設者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 エ 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設 オ 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 カ 運営規程（上記（1）を除く。） キ 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約内容（上記（1）を除く。） ク 当該事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項 ケ 役員の氏名、生年月日及び住所 コ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第99条  施行規則第137条	・届出書類控	
	(3) 当該介護老人保健施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1箇月前までに、都道府県知事に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			